

1.受注型企画旅行契約

- (1)お申し込みされた旅行のコースは、中西興産株式会社(以下「当社」といいます。)がお客様の依頼により企画・実施する旅行であり、この旅行に参加するお客様は、当社と受注型企画旅行契約(以下「旅行契約」といいます。)を締結することになります。追加代金を支払ってコースに付加する「追加プラン」を組み合わせたものは、本体とは別コースとみなし本旅行条件書を適用します。
- (2)お客様からお申し込みをしようとする依頼があった時は、当社の業務上の都合がある時を除き、依頼内容に沿って作成した旅行日程、サービス、代金、その他の旅行条件に関する企画の内容を記載した書面(以下「企画書面」)を交付します。また企画書面において旅行代金の内訳として企画に関する取扱書面(以下「企画料金」)の金額を明示することがあります。
- (3)旅行契約の範囲は日本発着のものについては、企画書面等に記載している出発地の空港を出発してから、当該空港に帰着するまでとなります。またお客様のご希望により、日本国内の空港から本項(2)の発着空港までの区間を、当社の手配として利用する場合は、この部分は上記区間の手配が完了した時点以降、旅行契約の一部として扱います。
- (4)旅行契約の内容・条件は、本旅行条件書による他、インターネットホームページ(以下「ホームページ」といいます。)、企画書面、旅行日程表および当社旅行業約款(受注型企画旅行契約の部、以下「約款」といいます。)によります。
- (5)当社は、お客様が当社の定める旅行日程に従って運送・宿泊機関などの提供する旅行に関するサービス(以下「旅行サービス」といいます。)を受けられるように、手配し旅程を管理することを引き受けます。

2.旅行のお申し込みと旅行契約の成立

- (1)当社は、ご来店、電話、ファクシミリ、インターネットその他の通信手段にてお客様からの旅行契約のお申し込みまたは予約を承ります。
- (2)当社は、電話、郵便及びファクシミリ等の通信手段にて旅行契約の予約申し込みを受け付けることがあります。この場合予約時点では契約は成立しておらず、当社が予約を承諾した旨を通知した日の翌日から起算して3日以内に旅行申込書の受領と申込金のお支払いを確認できた時点で契約の成立となります。

旅行代金の額	申込金の額(おひとり)
30万円以上	50,000円以上旅行代金まで
15万円以上30万円未満	30,000円以上旅行代金まで
15万円未満	20,000円以上旅行代金まで

ただし、特定期間、特定コースの申込金につきましては別途パンフレットに明示します。

- (3)お申し込みの段階で、満室、満席その他の事由で旅行契約の締結が直ちにできない場合は、当社のお客様の承諾を得てお客様がウエイティングの状態でお待ちいただける期限を確認した上で、ウエイティングのお客様として登録して予約が可能となるよう努力することがあります。この場合でも当社は申込金を申し受け、ただし当社が「予約が可能になったことをお客様に通知する前に、お客様よりこのウエイティングの解除の申し入れがあった場合」または「お客様のお待ちいただける期限内に予約可能な通知ができなかった場合」は当社は申込金の全額の払い戻しをいたします。このウエイティングの契約の成立は、当社が予約可能な通知を行なった時に成立します。
- (4)当社は同一コースにおいて、参加しようとする複数のお客様が責任ある代表を定めた時は、その方を旅行契約責任者として旅行契約のお申し込み・締結・解除などに関する一切の代理権を有しているものとみなし、その団体に係わる旅行業務に関する取り引きは、契約責任者との間で行うことがあります。この場合契約責任者は当社の定める日までに、構成者の名簿を当社に提出しなければなりません。また当社は契約責任者が当該団体・グループに同行しない場合は、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。
- (5)ご来店の場合は、所定の申込書(以下「申込書」といいます。)の提出と、申込金のお支払いをもってお申し込みいただきます。
- (6)当社は契約責任者と契約を締結する場合において、申込金の支払いを受け取ることなく契約締結をすることがあります。その場合、その旨を記載した書面を交付するものとし、契約は当社が当該書面を交付した時に成立するものとする。
- (7)前(2)につき、所定日までに申込金のお支払いがない場合は、当社のお客様に通知のうえ当該予約はなかったものとして取り扱うことがあります。(通信契約「第20項」の場合を除きます。)
- (8)当社は、申込手続き完了の場合、旅行契約成立前(後)における申込撤回(契約解除)などの連絡に係わる当社らの営業日・営業時間・連絡先(電話・ファクシミリ等)及び連絡方法を案内します。

3. 申込条件と参加条件

- (1)お申込時点で未成年のお客様は、当社の別途定めた一定条件に該当する場合を除き保護者の同意書の提出が必要です。
- (2)旅行開始日時時点で15歳未満のお客様は、特定コース(小・中学生のみが参加対象のツアー等)に参加する場合を除き当該参

加者の保護者の同行が必要です。なお、保護者が同行できない場合は特定コースを除き、当該保護者が指定した16歳以上のお客様の同行が必要です。(当該同行者が未成年の場合は前(1)が同様に適用になります。)

(3)旅行開始日に75歳以上の方、身体に障害をお持ちの方、健康を害している方、妊娠中の方、補助犬使用者の方その他の特別な配慮を必要とする方は、その旨お申出ください。当社は可能な範囲内でこれに応じます。なお、お客様からのお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用はお客様の負担とします。

(4)特定の目的を持つ旅行については参加者の性別、年齢、技能その他の参加条件に合致しない場合は、お申し込みをお断りすることがあります。

(5)お客様が旅行中に疾病、傷害その他の事由により、医師の診断・加療が必要と当社が判断する場合は、当社は旅行の円滑な実施を図るため必要な措置をとらせていただきます。これに必要な一切の費用はお客様のご負担となります。

(6)お客様の都合による別行動は、原則としてできません。コースにより別途の条件でお受けすることがあります。

(7)当社は次の場合、旅行契約の締結に応じないか、または旅行開始前に解除することがあります。

1. お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められたとき
2. 応募のお客様の人数が予定数に達したとき
3. 当社の業務上の都合があるとき
4. お客様が契約内容に関し、合理的な範囲を超える負担を求めたとき
5. 通信契約を締結しようとする場合であって、お客様の有するクレジットカードが無効であるなど、お客様が旅行代金などに係わる債務の一部または全部を提携会社のカード会員規約に従って決済できないとき。

4. 契約書面と確定書面

(1)契約書面とは

1. 旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金を記載した書面
2. 本旅行条件書
3. 旅行契約締結年月日を証する書面(ただし、第20項の通信契約の時を除きます。)

をいい、確定書面とは出発前にお渡しする確定状況を記載した書面のことをいいます。

(2)当社は、旅行契約成立後、速やかに契約書面をお渡しします。ただし、既にお申し込み時点でこれをお渡ししている場合は、この限りではありません。

(3)当社が旅行契約により手配し旅程を管理する業務を負う旅行サービスは第1項(3)に示す受注型企画旅行の適用範囲の中で“契約書面”及び確定書面に記載するところによります。

(4)

1. 旅行日程
2. 宿泊機関の名称
3. 最低限、日本発着に利用する運送期間の名称およびその便名等?C旅行サービスを最初に受けるために集合場所および時刻を設定している場合には当該場所および時刻
4. 後記第14項の添乗員が同行しない場合の旅行地

における当社との連絡方法等が契約書面に記載されていない場合には、これらを記載した旅行日程表をお渡しします。

(5)旅行日程表については、遅くとも旅行開始日の前日までにお渡しします。(年末年始やゴールデンウィークなどの特定時期に出発するコースを除き、原則として旅行開始日の7日前までにはお渡しできるよう努力します。)なお、旅行のお申込みが、旅行開始日の前日から起算して7日以降になされた場合は、旅行開始日当日にお渡しすることがあります。

(6)当社は、旅行日程表をお渡しする前であっても、当社の手配状況の確認を希望するお客様からの問い合わせがあった場合は、迅速かつ適切にこれに回答します。

5. 旅行代金のお支払

(1)旅行代金は、旅行開始日前日から起算してさかのぼって21日目にあたる日(以下「基準日」といいます)よりも前にお支払いいただきます。

(2)基準日以降にお申し込みされた場合は、申込時点または旅行開始日以前の指定期日までにお支払いいただきます。

6. 渡航書類の取得

(1)旅行に必要な旅券、査証(ビザ)、再入国許可及び各種証明書(以下「渡航書類」といいます。)の取得については、お客様自身で行っていただきます。

(2)日本国の旅券をお持ちのお客様の場合は、お申し込みのコースに必要とされる旅券の残存期間および査証の必要な国名については契約書面の注意欄に記載しています。これらは、契約書面作成時点の公的機関の情報に基づき記載しています。お申込時点の最新情報については当社にご確認ください。日本国以外の旅券をお持ちのお客様は、自国の領事館、渡航先国の領事館および入国管理事務所にお問い合わせください。

(3)当社の旅行業約款(渡航手続代行契約の部)の規定に基づき、当社と旅行契約を締結したお客様からの依頼によって、当社らは、以下の業務を行うことがあります。その場合、当社は、当該約款に定める渡航書類の取得の代行手続き等に対する旅行業業務取扱料金をいただきます。

1. 渡航書類の取得に関する手続き
2. 出入国手続き書類の作成
3. その他上記 1.2.に関連する業務

(4)当社は、前記(3)1-3 の業務を行うことで、実際にお客様が渡航書類を取得できることおよび関係国への出入国が許可されることを保証するものではありません。従って、当社の責に帰すべき事由によらず、お客様が渡航書類の取得ができず、または関係国の出入国が許可されなかったとしても、当社はその責任を負うものではありません。

7. 表示代金に含まれるもの

(1)契約書面に旅行日程として表示された以下のものが含まれます。

1. 航空、船舶、鉄道等利用運送機関の運賃
2. 送迎バス等の料金(空港・駅・埠頭と宿泊場所)
3. 観光の料金(バス料金・ガイド料金・入場料)
4. 宿泊の料金及び税・サービス料金(2人部屋に2人ずつの宿泊を基準とします)
5. 食事の料金及び税・サービス料金
6. 手荷物の運搬料金。お一人様スーツケース1個の手荷物運搬料金(航空機で運搬の場合はお一人様20kg以内が原則となっておりますが、ご利用等級や方面によって異なりますので詳しくは係員におたずね下さい。)
7. 団体行動中のチップ(心付け)
8. 添乗員同行コースの添乗員の同行費用
9. その他契約書面の中で含まれる旨、明示したもの

(2)上記費用はお客様のご都合により、一部利用されなくても、原則として払戻しはいたしません。

8. 表示代金に含まれないもの

(1)超過手荷物料金(制限以上の重量・容量・個数を超える分について)

(2)クリーニング代、電報電話料、ホテルのボーイ・メイド等に対するチップその他の追加飲食代等個人的性質の諸費用及びそれに伴う税・サービス料

(3)渡航手続関係諸費用(旅券印紙代・査証料・到着ビザ料金、予防接種料金・渡航手続代行手数料等)

(4)一人部屋を使用される場合の追加料金

(5)ご希望者のみ参加されるオプション・ツアー(別途料金の小旅行)の料金

(6)日本国内における自宅から発着空港等までの交通費や宿泊費

(7)日本国内の空港施設使用料

(8)日本国外の空港税、出国税およびこれに類する諸税(コースにより含まれる場合もありますが、その場合は契約書面などに表示します)

(9)傷害・疾病に関する医療費など

(10)運送機関の課す付加運賃。付加運賃は航空会社・区間毎に必要になります。従って旅程が変更された場合は不足分は追加徴収させていただきます。また減額になった場合はその分返金いたします。また、実際にはご旅行代金残金請求時の換算レートを基準に算出・請求させていただきます。

(11)現地参加又は途中離団の場合、送迎バス等の料金は含まれていません。

(12)その他契約書面の中で、「 料金」と明示したもの

9. 追加料金と割引料金

「追加料金」は、以下の料金をいいます

- (1)一人部屋を使用される場合の追加料金
 - (2)一人または奇数人数で参加される場合で、他のお客様と相部屋を行わないことを当社が定め、その旨をパンフレット表示したときの一人部屋または二人部屋を1人で使用する場合
 - (3)宿泊ホテルのルームカテゴリー(等級)をグレードアップの追加料金
 - (4)延泊料金
 - (5)航空座席の「C = ビジネスクラスや、F = ファーストクラス」等級のグレードアップの差額運賃
 - (6)その他契約書面などで「 追加料金」と称するもの
- 「割引料金」とは、以下の料金をいいます。

1. 1. 部屋に3人以上のお客様が宿泊するという条件に基づく一人当たりの部屋割引料金
2. その他契約書面などで「 割引料金」と称するもの

10. 旅行契約内容の変更

- (1)お客様は当社に対し、旅行日程、旅行サービスの内容その他の受注型企画旅行契約の内容を変更するよう求めることができます。この場合において、当社は可能な限りお客様の求めに応じます。
- (2)当社は、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためやむを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が関与し得ないものである理由及び当該事由の因果関係を説明して、旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行契約の内容を変更することがあります。ただし、緊急の場合においてやむを得ないときは、変更後に説明します。

11. 旅行料金の変更

- (1)旅行を実施するに当たり利用する運送機関について適用を受ける運賃・料金が著しい経済情勢の変化等により、募集の際に明示した時点において有効なものとして公示されている適用運賃・料金に比べて、通常想定される程度を大幅に越えて増額又は減額される場合においては、当社はその増額又は減額される金額の範囲内で旅行料金の額を増加し、又は減少することができます。旅行料金を増額するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目に当たる日より前にお客様にその旨を通知します。適用運賃・料金の減額がなされるときは、同項の定めるところにより、その減少額だけ旅行料金を減額します。
- (2)前項の「旅行契約内容の変更」により、旅行実施に要する費用が増加した時は、サービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関などの座席・部屋その他諸設備の不足が発生したことによる変更の場合を除き、当社はその変更差額だけ旅行料金を変更します。
- (3)当社は、運送・宿泊機関などの利用人員により旅行料金がことなる旨を契約書面に記載した場合は、旅行契約成立後に当社の責に帰すべき事由によらず当該利用人員が変更になったときは、契約書面に記載のした範囲内で旅行料金を変更します。

12 お客様の交替

お客様は当社の承諾を得て、契約上の地位を別の方に譲り渡すことができます。ただしこの場合、お客様は所定の事項を記入の上、当社に提出していただきます。この際、交替に要する手数料として1万円をいただきます。(既に航空券を発行している場合、別途再発券に関わる費用を請求する場合があります。)また契約上の地位譲渡は、当社の承諾があった時に効力を生じ、以降旅行契約上の地位を譲り受けた方が、この旅行契約に関する一切の権利及び義務を継承することとなります。なお当社は、利用運送機関・宿泊機関等がお客様の交替に応じない等の理由により、交替をお断りする場合があります。

13. 旅行契約の解除・払戻し

- (1)旅行開始前

お客様の解除権

- お客様は次に定める取消料をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。なお、下表でいう「旅行契約の解除日」とは、お客様が当社の営業日・営業時間内に解除する旨お申し出をいただき、確認したときを基準とします。

表 1: 日本出国時または、帰国時に航空機を利用する受注型企画旅行契約に係わる取消料表(貸切り航空機を利用するコースを除きます)

旅行契約の解除期日	取消料(おひとり)	
旅行開始日がピーク時の旅行である場合であって、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 40 日目にあたる日以降 31 日目にあたる日まで	旅行代金の 10% (最高 50,000 円まで)	
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 30 日目にあたる日以降 3 日目にあたる日まで	30 万円以上	50,000 円
	15 万円以上 30 万円未満	30,000 円
	10 万円以上 15 万円未満	20,000 円
	10 万円未満	旅行代金の 20%
旅行開始日の前々日 および前日	旅行代金の 30%	
旅行開始日当日	旅行代金の 50%	
旅行開始後または 無連絡不参加	旅行代金の 100%	

注: 「ピーク時」とは、12 月 20 日から 1 月 7 日まで、4 月 27 日から 5 月 6 日まで及び 7 月 20 日から 8 月 31 日までをいいます。

- 旅行契約成立後に出発日またはコースを変更された場合も、上記の取消料の対象となります。
- 各種ローンの取り扱い手続き上およびその他渡航手続き上の事由により、旅行契約の解除の場合も上記の取消料の対象となります。
- 下記に該当する場合は、取消料を支払うことなく、旅行契約を解除することができます。
 1. 当社によって以下に例示の旅行契約内容に重要な変更が行われたとき。重要な変更とは、別に記載の旅程保証項目を指します。
 2. 旅行代金が増額された場合
 3. 天災地変、戦乱、暴動、運送、宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。
 4. 当社が確定日程表を旅行開始日の前日までに交付しない場合
 5. 当社の責に帰すべき事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能となったとき。

旅行開始前の当社の解除権

1. お客様が第 5 項に規定する期日までに旅行代金を支払わなかった場合は、旅行契約を解除することがあります。この場合は、本項(1)のお客様の解除権に規定する取消料と同額の違約料をお支払いいただきます。
2. 以下に該当するときは、当社は旅行契約を解除することがあります。
 1. お客様が当社のあらかじめ明示した性別・年齢・資格・技能その他旅行参加条件を満たしていないことが判明したとき
 2. お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、旅行に耐えられないと認められたとき
 3. お客様が他のお客様に迷惑を及ぼすまたは団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められたとき
 4. お客様が契約内容に関して、合理的な範囲を超える負担を求めたとき
 5. パンフレットに表示した最少催行人員に達しなかったとき。この場合は旅行開始の前日から起算してさかのぼって、23 日目(ピーク時に旅行を開始するものについては 33 日目)にあたる日より前に通知します。
 6. スキーを目的とする旅行における必要な降雪量等の旅行実施条件であって契約の締結の際に明示したものが成就しな

いおそれが極めて大きいとき。

7. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他当社の関与し得ない事由が生じた場合について契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能になるおそれが極めて大きいとき、及び旅行の継続が不可能となったとき。

3. 当社は、本項(1)の旅行開始前の当社の解除権の1により契約を解除した場合は、既に收受している旅行代金または申込金から違約料を差し引いた額を払い戻します。また(1)の旅行開始前の当社の解除権の2により旅行契約を解除した場合は、既に收受している旅行代金または申込金全額を払い戻します。

旅行開始後の解除・払戻し

1.お客様の解除権

1. お客様のご都合により旅行サービスの一部を利用しなかったとき、または途中離団された場合は、お客様の権利放棄とみなし、当社は一切の払戻はいたしません。
2. お客様の責に帰さない事由により契約書面に記載されたサービスを受領できなくなったときは、お客様は取消料を払うことなく当該受領できなくなった部分の契約を解除することができます。この場合当社は当該受領することができなくなった部分に係わる金額を払い戻します。当社の責に帰さない事由によらないときは、当該金額から、当該旅行サービスに対して取消料、違約料、その他既に支払い、またはこれから支払わなければならない費用に係わる金額を差し引いたものをお客様に払い戻します。

2.当社の解除権

(1)旅行の開始後であっても、当社は次に掲げる場合において、お客様に理由を説明して旅行契約の一部を解除することがあります。

1. お客様が病気その他の事由により、旅行の継続に耐えられないと認めるとき
2. お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員、その他の者による当社への指示の違背、これらの者または同行する他の旅行者に対する暴行または脅迫などにより団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。
3. 天災地変、戦乱、暴動、運送、宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、その他当社の関与しえない事由により旅行の継続が不可能になったとき

(2)解除の効果および払い戻し

当社が前1-1にて旅行契約を解除したときは、当社とお客様の間の契約関係は、将来に向かってのみ消滅します。なおお客様が既に受けた旅行サービスに関する当社の債務については、有効な弁済がなされたものとします。この場合において、当社は旅行代金のうち、お客様がいまだその提供を受けていない旅行サービスに係わる費用から当社が当該旅行サービス提供に既に支払い、またはこれから支払うべき取消料、違約料その他の名目による費用を差し引いた額を払い戻します。また、前旅行開始後の当社の解除・払戻し-1 本項前旅行開始後の当社の解除・払戻し・当社の解除権-1 により当社が旅行契約を解除したときは、お客様の求めに応じて、お客様の費用負担によりお客様が出発地へ戻るための手配を行います。

14. 旅程管理

当社は、お客様の安全かつ円滑な旅行の実施を確保することに努力し、お客様に対し以下の業務を行います。

- (1)お客様が旅行中旅行サービスを受ける事ができないおそれがあると認められるときは、旅行契約に従った旅行サービスの提供を確実に受けられるために必要な措置を講じます。
- (2)(1)の措置を講じたにもかかわらず、旅行日程を変更せざるを得ないときは、代替サービスの手配を行います。
- (3)(2)の代替サービスの手配を行うにあたり、旅行日程を変更するときは、変更後の旅行日程が当初の旅行サービスと同様のものになるよう努めること等、契約内容の変更を最小限にとどめるよう努力します。
- (4)お客様は、旅行開始後旅行終了までの間において、団体で行動するときは、旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員が同行する場合は、添乗員に、または現地係員に従っていただきます。
- (5)添乗員その他の者が同行の業務に従事する時間帯は、原則として8時から20時とします。
- (6)当社は、旅行中のお客様が疾病、障害等により保護を要する状態にあると認めるときは、必要な措置を講ずることがあります。この場合において、これが当社の責に帰すべき事由によるものでないときは、当該措置に要した費用はお客様の負担とし、お客様は当該費用を当社が指定する期日まで当社の指定する方法で支払わなければなりません。

15. 旅程保証

(1)当社は別表 1 左欄に掲げる契約内容の重要な変更が生じた場合、次の 1～4 を除き、旅行代金に次表右欄に記載する率を乗じた額の変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して 30 日以内に支払います。当該変更について当社に第 16 項(1)の規定に基づく責任が発生することが明らかである場合は、変更補償金としてではなく、損害補償金の全部または一部として支払います。

1. 次に掲げる事由による変更の場合、当社は変更補償金を支払いません。ただしサービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関などの座席・部屋その他の諸設備の不足(オーバーブッキング)が発生したことによる変更の場合は変更補償金を支払います。
 - 旅行日程に支障をもたらす悪天候、天災地変
 - 戦乱
 - 暴動
 - 官公署の命令
 - 欠航、休業など運送・宿泊機関などのサービス提供の中止
 - 遅延、不通、運行スケジュールの変更など当初の運行計画によらない運送サービスの提供
 - 旅行参加者の生命または身体の安全確保のため必要な措置
2. 第 13 項の規定に基づき旅行契約が解除されたときの当該解除された部分にかかわる変更の場合、当社は変更補償金を支払いません。
3. 次表左欄に掲げる契約内容の重要な変更であっても、「最終旅行日程表に記載した日程からの変更の場合で、募集パンフレットに記載した範囲内の旅行サービスへの変更である場合」は、当社は変更補償金を支払いません。
4. パンフレットに記載した旅行サービスの提供を受ける順序が変更になった場合でも、旅行中に当該旅行サービスの提供を受けることができた場合においては、当社は変更補償金を支払いません。

(2)本項(1)の規定にかかわらず、当社がひとつの旅行契約に基づき支払う変更補償金は、旅行代金に 15%を乗じて得た額を上限とします。また、ひとつの旅行契約に基づき支払う変更補償金の額が 100 円未満であるときは、当社は変更補償金を支払いません。

(3)当社は、お客様が同意された場合、金銭による変更補償金の支払いに替えて、同等価値以上の物品・サービスの提供をする場合があります。

変更補償金

当社が変更補償金を支払う変更	変更補償金 = お支払い対象代金 × 1 件につき下記の率	
	旅行開始日の前日までに お客様に通知した場合	旅行開始日以降にお客様に 通知した場合
1.パンフレットに記載した旅行開始日または旅行終了日の変更	1.5%	3.0%
2.パンフレットに記載した入場する観光地または観光施設(レストランを含みます)その他の旅行目的地の変更	1.0%	2.0%
3.パンフレットに記載した運送機関の等級または設備のより低い料金への変更(変更後の等級および設備の料金の合計額がパンフレットに記載した等級および設備のそれを下回った場合に限り)	1.0%	2.0%
4.パンフレットに記載した運送機関の種類(航空機・鉄道・船舶・自動車等)または会社名の変更	1.0%	2.0%
5.パンフレットに記載した日本国内の旅行開始地たる空港または旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0%	2.0%
6.パンフレットに記載した日本国内と外国との間における直行便の乗継便または経由便の変更	1.0%	2.0%
7.パンフレットに記載した宿泊機関の種類(ホテル・コンドミニアム等)または名称の変更	1.0%	2.0%

8.パンフレットに記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観またはその他の客室の条件の変更	1.0%	2.0%
9.前各号に掲げる変更のうちパンフレットのツアー・タイトル中に記載があった事項の変更	2.5%	5.0%

注 1「旅行開始前」とは、当該変更について旅行開始日の前日までにお客様に通知した場合をいい、「旅行開始後」とは、当該変更について旅行開始当日以降にお客様に通知した場合をいいます。

注 2 確定書面が交付された場合には、「契約書面」とあるのを「確定書面」と読み替えた上で、この表を適用します。この場合において、契約書面の記載内容と確定書面の記載内容との間又は確定書面の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき一件として取り扱います。

注 3 第 3 号又は第 4 号に掲げる変更に係る運送機関が宿泊設備の利用を伴うものである場合は、一泊につき一件として取り扱います。

注 4 第 4 号に掲げる運送機関の会社名の変更については、等級又は設備がより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。

注 5 第 4 号又は第 7 号若しくは第 8 号に掲げる変更が 1 乗車船等又は 1 泊の中で複数生じた場合であっても、1 乗車船等又は 1 泊につき 1 件として取り扱います。

注 6 第 9 号に掲げる変更については、第 1 号から第 8 号までの率を適用せず、第 9 号によります。

16. 当社の責任

(1) 当社は旅行契約の履行にあったって、当社または当社の手配代行させた者(以下「手配代行者」という)の故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、お客様が被られた損害を賠償します。

(2) 本項(1)の規定は、損害発生の翌日から起算して 2 年以内に当社に対して通知があった場合に限りです。

(3) お客様が次に例示するような事由により損害を被られたときは、当社は本項(1)の責任を負いません。ただし当社または当社手配代行者の故意または過失が証明されたときは、この限りではありません。

1. 天災地変、戦乱、暴動またはこれらのために生じる旅行日程の変更、もしくは旅行の中止
2. 運送・宿泊機関などのサービス提供の中止またはこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
3. 官公署の命令、外国の出入国規制または伝染病による隔離またはこれらによって生じる旅行日程の変更、中止
4. 自由行動中の事故
5. 食中毒
6. 盗難
7. 運送機関の遅延、不通、スケジュール変更、経路変更またはこれらによって生じる旅行日程の変更もしくは目的地滞在時間の短縮

(4) 現金、貴重品、重要書類、撮影済みのフィルムその他こわれものなどについては、当社は賠償の責任を負いません。

(5) 手荷物について生じた本項(1)の損害について、損害発生の翌日から起算して 21 日以内に当社に対して通知があった場合に限り、その損害を補償します。ただし損害額の如何かわからず、当社の賠償額は 1 人様当たりあたり最高 15 万円まで(当社に故意又は重大な過失がある場合は除きます)とします。

17. 特別補償

(1) 当社はお客様が受注型企画旅行参加中に、急激かつ偶然な外来の事故により生命、身体または手荷物に被った一定の損害について、旅行業約款特別補償規程により、あらかじめ定める額の補償金および見舞金を支払います。

1. 死亡補償金: 2,500 万円
2. 後遺障害補償金: 程度に応じて死亡補償金の 3 ~ 100%
3. 入院見舞金: 入院日数により 4 万円から 40 万円
4. 通院見舞金: 通院日数により 2 万円から 10 万円

5. 携帯品損害補償金:お客様1名につき15万円を限度。ただし、補償対象品の1個または1対については10万円を限度とし、現金、クレジットカード、貴重品、撮影済みのフィルム、磁気テープ、磁気ディスク、シー・ディ・ロム、光ディスク等情報機器(コンピューターおよびその端末装置等の周辺機器)で直接処理を行なえる記録媒体に記録された情報、その他約款の「特別補償規定」第18条2項に定める品目に付いては補償しません。
6. 契約書面および日程表において、当社の手配による旅行サービスの提供が一切行われない旨が明示された日については、当該日にお客様が被った損害について補償金が支払われない旨を明示した場合に限り、「当旅行参加中」とはいたしません。

(2)お客様が旅行中に被られた損害が、お客様の故意、酒酔い運転、疾病などのほか、企画旅行に含まれない場合で、自由行動中の山岳登坂(ビッケル、アイゼン、ザイル、ハンマーなどの登山用具を使用するもの)、リュージュ、ボブスレー、スカイダイビング、ハングライダー搭乗、超軽量動力機(モーターハングライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機など)搭乗、ジャイロプレーン搭乗、その他これらに類する危険な運動中による事故によるものであるときは、当社は本項(1)の補償金および見舞金を支払いません。ただし、これら運動が、企画旅行の日程に含まれているときは、この限りではありません。

(3)当社が本項(1)に基づく補償金支払義務と前項により損害賠償義務を重ねて負う場合であっても、一方の義務が履行されたときは、その金額の限度において補償金支払義務、損害賠償義務とも履行されたものとします。

18. お客様の責任

(1)お客様の故意、過失、法令、公序良俗に反する行為、またはお客様が当社の約款または、旅行条件書の規定を守らないことにより当社が損害を被ったときは、当社は、お客様からの損害の賠償を申し受けます。

(2)お客様は当社から提供される情報を活用し、お客様の権利・義務その受注型企画旅行の内容について理解するように努めなければなりません。

(3)お客様は、旅行開始後に、契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに当社、当社の手配代行者又は旅行サービス提供者にその旨を申出なければなりません。

19. 個人情報の取扱いについて

(1)当社は、旅行申込みの際に提出された旅行申込書に記載された個人情報について、お客様との間の連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申し込みいただいた旅行において運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続に必要な範囲内で利用させていただきます。

(2)このほか、当社では、

1. 会社及び会社と提携する企業の商品やサービス、キャンペーンのご案内
2. 旅行参加後のご意見や感想の提供のお願い
3. アンケートのお願い
4. 特典サービスの提供
5. 統計資料の作成に、お客様の個人情報を利用させていただくことがあります。

(3)当社は、当社が保有するお客様の個人データのうち、氏名、住所、電話番号又はメールアドレスなどのお客様へのご連絡にあたり必要となる最小限の範囲のものについて、当社グループ企業との間で、共同して利用させていただきます。当社グループ企業は、それぞれの企業の営業案内、催し物内容等のご案内、ご購入いただいた商品の発送のために、これを利用させていただきます。なお、当社グループ企業の名称及び各企業における個人情報取扱管理者の氏名については、お問い合わせください。

(4)当社は旅行先でのお客様のお買い物等の便宜のため、当社の保有するお客様の個人データを土産物店に提供することがあります。この場合、お客様の氏名、パスポート番号及び搭乗される航空便名等に係る個人データを、添乗員による手渡し、あらかじめ電子的方法等で送付することによって提供いたします。なお、これらの事業者への個人データの提供の停止を希望される場合は出発前までにお申出ください。

20. 通信契約による旅行条件

(1)当社は、当社が提携するクレジットカード会社(以下「提携会社」といいます)のカード会員(以下「会員」といいます)より、会員の署名なくして旅行代金の一部(申込金)等のお支払いを受けること(以下「通信契約」といいます)を条件に、電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段による旅行契約を締結する場合があります。ただし、当社が提携会社と無署名取扱特約を含む加盟店契約がない等、または業務上の理由等でお受けできない場合もあります。

- (2)通信契約の申込みに際し、会員は申込みをしようとする「企画旅行の名称」、「出発日」等に加えて「カード名」、「会員番号」、「カード有効期限」等を当社にお申し出いただきます。
- (3)通信契約は、当社が契約の締結を承諾する旨の通知を発送した時に成立します。ただし当該契約の申込みを承諾する旨の通知をメール、FAX、留守番電話等で行う場合は、当該通知が会員に到着したときに成立します。
- (4)通信契約での「カード利用日」は、会員および当社が受注型企画旅行契約に基づく旅行代金などの支払戻戻債務を履行すべき日とし、前者の場合は契約成立日、後者の場合は契約解除のお申し出のあった日とします。

21. その他

【旅行契約に含まれない費用のご負担】

(1)お客様が個人的な案内・買い物等を添乗員・現地係員等に依頼された場合のそれに伴う諸費用、お客様の怪我、疾病等の発生に伴う諸費用、お客様の不注意による荷物紛失・忘れ物回収に伴う諸費用、別行動手配に要した諸費用が生じた時は、それらの費用はお客様にご負担いただきます。

【お買物についてのご注意】

(2)お客様の便宜を図るためお土産店にご案内することがありますが、原則としてお買物に際しては、お客様の責任で購入していただきます。ワシントン条約又は国内の諸法令により日本に持ち込みが禁止されている品物があります。ワシントン条約の詳細については「税関ホームページ <http://www.customs.go.jp>」をご参照ください。

【オプションツアー】

(3)当社がパンフレットに記載した「オプションツアー」とは、現地旅行会社等が現地旅行会社等の名で実施する小旅行で、当社が実施する受注型企画旅行ではありません。従ってお客様は別個の料金をお支払いいただいて任意に参加することができます。

1. お申し込みは原則的に現地となり、お支払いも現地となります。
2. 契約は現地の法令または慣習に基づいて現地旅行会社等が定めた旅行条件によって行われ、当社の旅行条件は適用されません。
3. 契約の成立は、現地旅行会社等が承諾した時に成立します。
4. 契約成立後の解除・取消については、お申し込みの際、現地旅行会社等にご確認願います。
5. 現地旅行会社等が実施するオプションツアーは旅程保証の対象とはなりません。

【マイルージサービス】

(4)当社の受注型企画旅行にご参加いただくことにより、航空会社のマイルージサービスを受けられる場合がありますが、この場合、同サービスに関するお問い合わせ、登録等はおお客様ご自身で当該航空会社に行なっていただきます。利用航空会社の変更等により、お客様が当初受ける予定であった同サービスが受けられなくなった場合でも、当社はその理由の如何にかかわらず第16項(3)に従い責任を負いません。

【ご氏名の英文スペル記入上のご注意】

(5)旅行お申込時点の氏名はパスポートに記載されているとおりのローマ字綴りで正確に当社らにお知らせください。氏名を誤ってお申込みされた場合には、航空券の再発券や、関係機関等への氏名訂正連絡等が必要となる場合があります。なお、関係機関等により、氏名の訂正が認められず、旅行契約を解除いただく場合があります。この場合にも第13項の当社所定の取消料の対象となります。

【再旅行の実施】

(6)当社はいかなる場合においても旅行の再実施はいたしません。

22. 本旅行条件・旅行代金の基準

本旅行条件は2006年6月1日を基準としております。

また旅行代金は2006年6月1日現在有効なものとして公示されている航空運賃、適用規則または、2006年6月1日現在国土交通大臣に認可申請中の航空運賃・適用規則を基準として算出しております。

旅行企画・実施

国土交通大臣登録旅行業第1774号

中西興産株式会社 ISAトラベル

大阪本社

〒530-8566 大阪市北区天満橋3-3-5

首都圏営業部

〒104-0031 東京都中央区京橋1-1-1 八重洲ダイビル